

平 監 第 5 7 号  
令和 2 年 3 月 3 日

平川市長 長 尾 忠 行 様

平川市監査委員 鳴 海 和 正

平川市監査委員 工 藤 秀 一

### 定期監査の結果報告について

地方自治法第199条第1項及び第2項並びに第4項の規定による定期監査等を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定したので提出します。

### 記

#### 第1 監査の概要

##### 1. 監査の実施期日

前期：令和元年10月 1日から令和元年10月11日まで

後期：令和2年 1月 7日から令和2年 1月22日まで

##### 2. 監査の対象部局（実施順）

前期：尾上総合支所市民生活課、農業委員会、商工観光課、指導課、建設課、施設建築課、尾上図書館、学校教育課、農林課、平賀図書館、生涯学習課・公民館、葛川支所、葛川診療所、碓ヶ関診療所、碓ヶ関総合支所市民生活課、碓ヶ関公民館

後期：会計課、企画財政課、総務課、市民課、管財課、税務課、選挙管理委員会、国保年金課、議会事務局、平川診療所、子育て健康課、平川市運動施設、スポーツ課、上下水道課、福祉課、高齢介護課、監査委員事務局、平川市学校給食センター

### 3. 監査の範囲

今回の監査は、平成30年度の財務に関する事務の執行状況、一般事務の執行状況、釣銭の管理状況、市税等の収納に係る滞納対策の取り組みなどについて、関係帳簿及び書類との照合を行いながら関係職員から説明を聴取した。

また、公共的団体等の出納事務を所管している場合は、預金通帳・印鑑が安全かつ厳重に保管されているか確認するとともに、取り扱い職員の把握、入出金時の決裁状況及び所管する特殊事情等について確認を行った。

## 第2 監査の結果

総合的には、予算の経理、財産の管理など財務に関する事務の執行及び釣銭の管理状況については、おおむね適正に処理されているものと認められた。また行政事務の執行についても法令等に従っておおむね適正に行われていた。

市税等の滞納対策については、休日・夜間窓口対応や自宅訪問等の徴収業務に精励されており、引き続き徴収率の維持向上を図られたい。

今回の定期監査における主な指摘事項・改善事項は、次のとおりである。

- ・ 休日の代休日指定簿について

代休日の指定がされていないかつその後当該代休の取得したことが見られないもの

- ・ 公用車運転日誌について

使用時間、行先、面接確認印等の記載内容が空欄となっている箇所

休日の代休日指定簿については、各種事業等を所管する課や繁忙期等によっては代休の取得が難しいと思われるが、全てとまでいかないにしても、勤務時間に配慮した業務体系への改善に努めていただきたい。また、公用車運転日誌については、再発防止の観点から対象部局の対応にとどまらず、組織全体にわたって周知徹底されることが肝要と考えられる。

なお、このほか監査の際に見受けられた事務処理上留意すべき軽微な事項については、担当職員に対して改善又は検討を要望したため、記述を省略とする。

今後とも事務の執行等にあたっては、関係法令等を遵守し適正な執行に努められたい。

市が事務局を所管する公共的団体等の状況については次のとおりである。

○公共的団体等の出納事務一覧

団体名	所管部署	出納責任者	出納担当者	通帳印保管者	通帳保管者	特殊事情等
平川市行政委員連絡協議会	総務部 総務課	課長	係長	課長	係長	市から委嘱している委員の組織であるため、出納事務を引き受けられる体制にない。
平川市地域公共交通協議会	企画財政部 企画財政課	課長	主事	課長	主事	市から委嘱している委員の組織であるため、出納事務を引き受けられる体制にない。
西地区まちづくり委員会		教育委員会事務局長	主事	教育委員会事務局長	主事	「地域運営組織」として設立してまもなく、事務を担当するのが困難なため。
平川市納税貯蓄組合連合会	企画財政部 税務課	課長	課長補佐	課長	課長補佐	市税の収納事務及び収納率向上に密接な関係があり、会の事務局長は税務課長、書記を職員が担当していることから当面移管できない。
日本赤十字社平川市地区平賀分区	市民生活部 福祉課	課長	主事	課長	主事	移管すべき団体が存在せず、市長が地区長及び3分区長となっていることから、出納事務は市が望ましい。
日本赤十字社平川市地区尾上分区	尾上総合支所 市民生活課	支局長	課長補佐	支局長	課長補佐	
日本赤十字社平川市地区碓ヶ関分区	碓ヶ関総合支所 市民生活課	支局長	課長補佐	支局長	課長補佐	
平川市緑化推進委員会	経済部 農林課	課長	主事	課長	課長補佐	青森県緑化推進委員会の下部組織であり、行政で事務を所管することが適当である。(他市町村も行政が事務局となっている。)
平川市農業再生協議会		会計管理者	主事	部長	課長	協議会の事務局や運営主体については、行政又は農業団体が担当することとなっており、円滑に運営するには、市が出納事務を行う必要がある。
平川地域担い手育成総合支援協議会		部長	主事	課長	部長	認定農業者、土地改良区、農協、農業共済組合で組織される団体で、補助金の受入れ等、事業の実施上、市が事務局を運営することが適当である。

団体名	所 管 部 署	出 納 責 任 者	出 納 担 当 者	通 帳 印 保 管 者	通 帳 保 管 者	特 殊 事 情 等
平川市鳥獣被害防止対策協議会	経 済 部 農 林 課	部長	主事	課長	部長	市・警察・JA・猟友会・鳥獣保護管理委員会で組織され、交付金・補助金・運営資金借入の申請や実施隊への活動費支払事等、事務量が多く複雑であり、事業の実施上、市が事務局を持つことが適当であるため。
平川市防風ネット整備組合		課長	主査	課長	課長補佐	市内農業者で組織される団体で、補助金の受入、自己負担の徴収など事業実施上、市が事務局を運営することが適当である。
中学生ホームステイ実行委員会	教育委員会 指 導 課	課長	課長補佐	課長	課長補佐	交流事業の内容が学校とのかかわりが多く、現状では出納事務を担当できる人材を確保できないことから、団体が実施するのは困難であるため。
南地方市町村教育委員会連絡協議会	教育委員会 学 校 教 育 課	課長	課長補佐	課長	課長補佐	教育委員会だけで構成された団体で、黒石市と4年毎に持ち回りとなっており、行政機関が出納事務をせざるを得ない。 H30～R3年度は平川市担当
青少年育成平川市民会議	教育委員会 生 涯 学 習 課	会長	主査	課長	主査	規約で、事務局を生涯学習課に置くとしている。行政が主体となって立ち上げた組織である。団体の中に出納事務を行う人材がいない。
中弘南黒公民館連絡協議会	教育委員会 生 涯 学 習 課	課長	課長補佐	課長	課長補佐	会長及び事務局が弘前市・黒石市・平川市の公立公民館で持ち回りとなっており、行政機関が出納事務をせざるを得ない。 H30.R1年度は平川市担当
平川市議会議員互助会	議会事務局	事務局 長	主査	事務局 長	主査	議員に出納責任者を選任できないため。

以上17団体の出納事務を市が所管している。通帳と印鑑の保管状況及び入出金時の決裁状況については適正に処理されていた。今後も公金の取扱いについて疑義をもたれないように適正な事務処理に努められたい。